簡易評価書についての意見書

氏　　名 （法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名）	
住　　所 （法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地）	

三重県環境影響評価条例第３８条の４の規定により、次のとおり意見を述べます。

意見書の提出の対象である 簡易評価書の名称	（仮称）鈴峰ホースパーク建設事業に係る簡易的環境影響評価書

簡易評価書についての環境の保全の見地からの意見

（注意）１．意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載してください。なお、記入欄が足りない場合は任意の用紙をご使用くださってもかまいません。
２．提出は、縦覧場所に設置の意見書箱へ投函するか、「３」の送付先あてに郵送またはFAXしてください
３．提出期限：**令和２年12月７日（郵送の場合は当日消印有効）**
４．送 付 先：〒513-0032　三重県鈴鹿市池田町1140-6
株式会社イケダエステート
FAX番号：059-383-2990
５．本意見書にご記入いただいた個人情報は、本環境影響評価に係る手続き以外に使用することはございません。